

ボイラー溶接士免許の更新について

1 申請の受付

(1) 申請先

- ① ボイラー溶接士の免許証交付を受けた都道府県労働局（免許証記載の労働局）
- ② 申請者の住民票に記載された都道府県の労働局

※ ①、②の下線のいずれかが「鹿児島」であれば、当局に申請できます。

(2) 申請時期

申請については、当該免許証の有効期限1か月前から受付します。

更新申請書等は、可能な限り早めにご準備ください。

2 更新手続きについて

(1) 溶接実績（溶接検査又は変更検査の合格による）による更新

当該免許の有効期間の満了前1年間にボイラー又は第一種圧力容器を溶接し、かつ、当該免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一種圧力容器のすべてが溶接検査又は変更検査に合格している場合であっては、ボイラー溶接士免許更新に係る溶接実績証明書（様式第1号、添付書面含む）を更新申請書に添付する。

(2) 試験片（テストピース）による更新

申請者において、更新申請書提出までに溶接実技試験、曲げ試験を実施する。実施要領については以下のとおりです。

- ① 「ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程」に定められている試験板2枚、裏当て金、溶接棒を準備する。

【試験板について】

○試験板の鋼板（次の各号のいずれかに該当するもの。）

- ・ JIS G3103-1966
（ボイラ用圧延鋼材）に定める鋼板2種の規格に適合するもの
- ・ JIS G3106-1970
（溶接構造用圧延鋼材）に定める鋼板1種の規格に適合するもの
- ・ JIS G3101-1970
（一般構造用圧延鋼材）に定める鋼板2種の規格に適合するもの

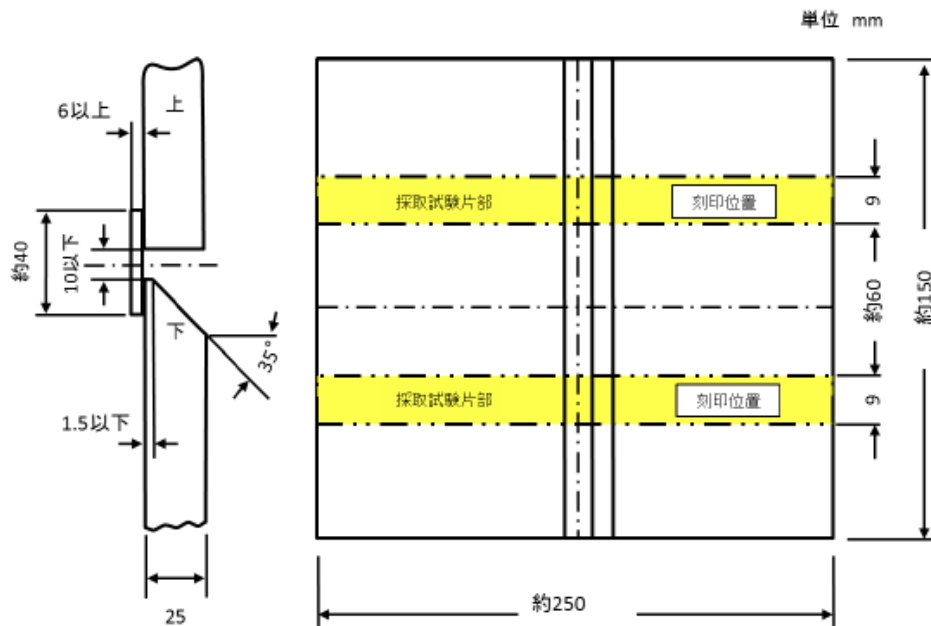
○試験板の厚さ

- ・ 特別ボイラー溶接士 25ミリメートル
- ・ 普通ボイラー溶接士 9ミリメートル

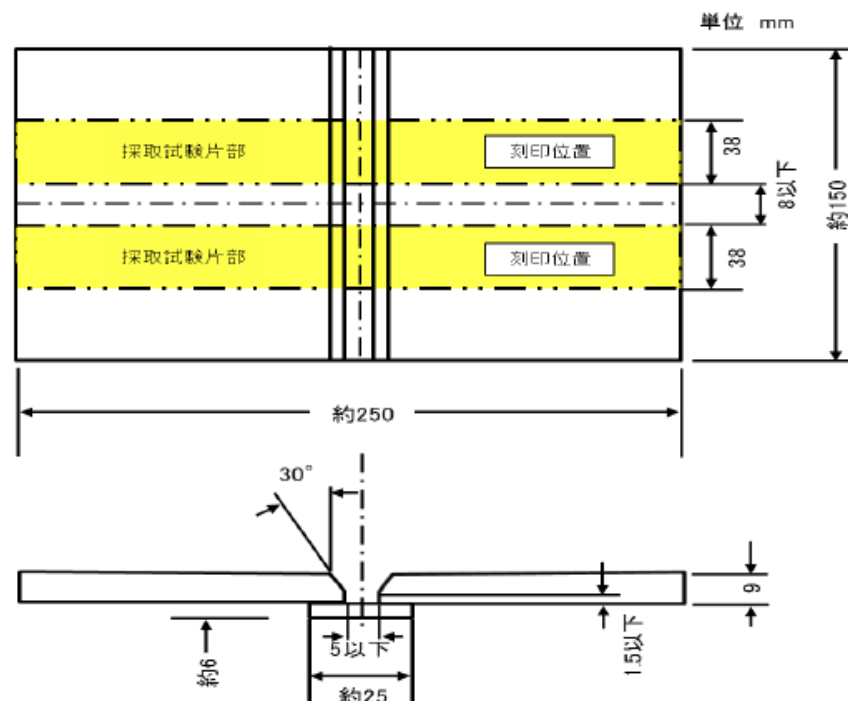
なお、試験板及び裏当て金については、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士で寸法、形状等が異なるので留意してください。

試験板の形状と寸法にあっては、下記の図のとおりであるか確認する。

※ 特別ボイラー溶接士



※ 普通ボイラー溶接士



【溶接棒について】

JIS Z3211-1970（軟鋼用被覆アーク溶接棒）に適合する溶接棒のうち、その直径が3.2ミリメートル以上6ミリメートル以下のもの

② ボイラー溶接士免許の更新申請者本人が試験板の溶接を行う。なお、溶接は以下の方法による。

- ・ 特別ボイラー溶接士 → 横向き突合せ溶接
- ・ 普通ボイラー溶接士 → 下向き突合せ溶接

③ 溶接後の試験板に刻印番号を打刻する。

(刻印番号)

左側から順に、西暦年の下2桁、ボイラー溶接士免許証番号の下3桁、採取試験片2片のそれぞれの末尾に1、2を入れた計6桁とする。

(例) 2025年 更新 免許証番号 60002238279 の場合

刻印番号：252791 (1片目)、252792 (2片目)

④ 打刻した刻印番号の擦り取りを行う。

試験板の刻印の上に紙を乗せ、鉛筆で刻印番号を浮かび上がらせて擦り取り、擦り取った紙の余白に申請者の氏名を記入する。

⑤ 鹿児島県工業技術センター等の公的試験機関に試験片を持参し、「ボイラー溶接士試験の合格基準」に定める機械試験（曲げ試験）を行う。

- ・ 特別ボイラー溶接士 → 側曲げ試験
- ・ 普通ボイラー溶接士 → 裏曲げ試験

機械試験の依頼、実施方法等は、必要に応じて公的試験機関に照会してください。

⑥ 鹿児島県工業技術センター等の公的試験機関で曲げ試験を実施した後、当該機関が発行する曲げ試験の結果証明書等（曲げ試験成績証明書）を入手する。

(溶接実技試験、曲げ試験の注意事項)

- ・ 試験板は、裏当て金を外す際の溶着金属部分及び母材面までの機械仕上げは可能であるが、それ以外においては、溶接の前後を通じて熱処理、うち打、ピーニング（ハンマ等による溶接部の打撃）等の処理を行ってはならないものとする。
- ・ 溶接を開始してから終了するまで、その上下又は左右の方向を変えてはならないものとする。
- ・ 試験板は、逆ひずみ法、拘束法等の方法により溶接後のひずみがなるべく5度をこえないように作成する。

3 更新申請書等の提出について

(1) 免許更新申請書（様式第12号）の記入等

- ・ 申請書表面に更新申請に係る所要事項を記入し、申請前6月以内に撮影した写真1枚（24mm×30mm 裏面に氏名記入）を貼り付ける。
- ・ 収入印紙1,500円分を裏面に貼り付ける。

厚生労働省ホームページ

→ 免許試験合格者等のための免許申請書等手順の手引き



(2) 証明書等の作成

- ・ 溶接実績による更新者は、ボイラー溶接士免許更新に係る溶接実績証明書（様式第1号）に、所要事項、代表者職氏名を記入する。
- ・ 試験片（テストピース）による更新者は、ボイラー溶接士免許更新に係る溶接、曲げ試験実施証明書（様式第2号）に、所要事項、代表者職氏名を記入する。

(3) 鹿児島労働局健康安全課に下記書類を持参するか、簡易書留で郵送する。

- ・ 免許更新申請書（所要事項を記載し、写真及び収入印紙を貼付したもの）
- ・ 返信用封筒（簡易書留の金額分（460円）の切手を貼付したもの）
- ・ ボイラー溶接士免許証原本

※ 新免許証が交付されるまでの間、原本に代わるものが必要な場合は、当局又は最寄りの労働基準監督署で原本証明を受けてください。

- ・ 転居等により、免許証に記載された住所が変わっている場合は、現在の住民票に登載された住所が記載されている自動車運転免許証の写し、または住民票等

【溶接実績による更新者】

- ・ ボイラー溶接士免許更新に係る溶接実績証明書（様式第1号）
- ・ 溶接検査にあっては、溶接検査合格が記された溶接明細書（写）
- ・ 変更検査にあっては、変更検査合格が記された検査証（写）

【試験片（テストピース）による更新者】

- ・ ボイラー溶接士免許更新に係る溶接、曲げ試験実施証明書（様式第2号）
- ・ 公的試験機関が発行した曲げ試験成績証明書等
- ・ 刻印番号を擦り取った紙（申請者氏名を記入したもの）

（注意事項）

免許証の更新に際し、不正な行為が確認されると「不正な手法・手段等であること」に該当し、免許証の交付ができない場合や交付された免許証が取り消される場合もありますので、ご注意ください。